

ご意見の概要

1

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
生活クラブ事業 連合生活協同組 合連合会						<p>論点1→ 消費者基本法の目的をふまえ、新法の目的に「消費者保護」ならびに「消費者の合理的な選択の権利の行使に資する」ことを併記し、明確にすべきです。</p> <p>論点2－1→ 検討会の進捗管理の遅れを棚に上げ、事務局は検討会の席上で「『中間論点整理』で掲げなかった事項は、今後、検討会で検討する予定はない。」旨の発言をしており問題です。消費者庁が作成した「食品表示をめぐる主要な論点」では、「遺伝子組換え食品の表示義務」も主要な論点の一つとして掲げられています。消費者の誤認を招いている現行制度の問題点（表示義務対象品目とそのほかの品目で、「表示なし」の意味が逆）を改め、消費者の合理的な選択の権利の行使に資するために、原則としてすべての食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について表示の義務化を進めるべきです。（「その他」欄がないため、この欄で意見を届けます。）</p> <p>論点4→ 加工食品の原産地に関する消費者の誤認を防止し、消費者の合理的な選択の権利の行使に資るために、加工食品の原料原産地表示をJAS法の品質基準要件から切り離し、原料トレーサビリティの仕組みを制度運用の担保として、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を進めるべきです。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
遺伝子組み換え	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5
食品いらない！						
キャンペーン	<p>現行の主な義務表示は、原料原産地表示の拡大など、より厳しいものにすべきである。特に、遺伝子組み換え食品の表示の見直しはこの機会に進めるべきである。</p> <p>現在の表示は、遺伝子組み換え作物を原料にした加工食品のうち最終製品に DNA やたんぱく質が検出できるものとされているため、遺伝子組み換え作物を原料としている油、しょうゆなどが表示対象になっていない。これを改めて遺伝子組み換え作物を含んでいる食品すべてを表示の対象とすべきである。また、上位 3 品目かつ原材料の重量に占める割合が 5 %以上という条件も見直し、混入率も EU 並みに 0.9%以上にすべきである。</p> <p>遺伝子組み換え食品は私たちの食卓に上ってからすでに 15 年、この間世界では、さまざまな動物実験が行われ、問題点が浮上している。アメリカ環境医学会は今までに行われた動物実験を総点検し、遺伝子組み換え食品は安全とは言えないと作付や流通を一時停止し、あらためて安全性を確かめるべきだという警告を発している。消費者にとって安全性が確かなものでない遺伝子組み換え食品の表示は全ての食品を対象にすべきである。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
製粉協会	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5
						<p>小麦粉は加工度が高く、原料原産地よりもその用途と品質(グルテン蛋白の質と量、更に二次加工適性)が小麦粉を選択する時の最も重要な指標となっている商品です。小麦粉の場合、原料である小麦は同一産地・銘柄であっても作柄やロット毎(船毎)で必ずしも品質が一定でないため、小麦粉品質を維持するためにその都度原料の配合比率や小麦粉同士の配合比率(0～数十%)を変更します。従って、原料原産地及びその順位がその都度変わることになります。</p> <p>小麦粉の原料原産地表示が義務化されると、製粉会社が小麦粉の品質維持のために原料配合を変更する度に、小麦粉を使用する加工メーカーにおいても表示変更が余儀なくされます。これらのメーカーでは小麦粉同士を混ぜたり、複数の製粉会社の小麦粉を併用している例もあり、原料原産地表示の義務化の影響は甚大となることが予想されます。もし、表示を優先し、配合順位を変えないようにした場合、品質変動につながり、結果として加工メーカーや消費者にとって不利益となる事態が起きることも考えられます。</p> <p>従って、小麦粉の原料原産地表示の義務化は多くの支障を伴い、適切でないと考えます。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
財団法人 食の安全・安心財 団	論点1 食品表示一元化は、現行制度化での表示の現状を検証したうえで、景表法、計量法等、3法以外の食品に関する法律も含めて体系的に整理し、新たな法律のあり方を検討すべきである。 また、現状のまま食品表示が一元化された場合、事業者は一つの法律で、行政目的の違う複数の機関の監視・指導を受けることになり、事業者の負担軽減に繋がらないばかりか、今まで以上に現場が混乱することが予想される。	論点2－1 検討会が、食品の表示に係る課題を整理し、新たな食品表示制度の構築を目指すものであるならば、現行制度下での表示の現状を検証したうえで、景表法、計量法等、3法以外の食品に関する制度も含めて体系的に整理し、新たな制度での表示事項を検討すべきである。	論点2－2 消費者庁が実施した消費者アンケート結果によると、表示のわかりにくさの理由として、多くの消費者が「文字が小さい」「情報が多くすぎる」ことを理由としている。わかりやすい食品表示を目指すためには、現行の表示内容を検証し、真に消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しが必要である。包装等への表示を補完するものとしてWEBサイトやQRコードの利用が検討されているが、それら手段に対応できない消費者や事業者が多数存在する現状において、義務表示事項の手段として採用することは適切ではない。	論点3 外食や量り売り等は、基本的に対面販売であり消費者からの様々な要望に対応している。作り手の姿が見えず会話もないスーパー等で販売される大量生産の加工食品と、ホスピタリー産業と言われる業態を、同列にして表示を議論することは現実的ではない。業界の自主的な取組を支援するなど、実行性と真正性を確保できる現実的な対応が必要と考える。	論点4 原料原産地表示は、安全性に直接関わるものではないにも関わらず、アンケートでは6割を超える消費者が「安全性を確かめるため」と回答している。これは、消費者にとって、原料原産地表示がポジティブな選択ではなくネガティブな選別のための情報となっていることが伺えるものであり、原発事故による風評被害解消に産地が大変な努力している中、表示対象の拡大は間違ったメッセージを広げるおそれがある。また、国際的にみても、原料原産地の表示を義務付けている国は少なく、国際規格(Codex)においても表示すべき事項とはなっていない。	論点5 栄養表示の義務化について、小規模業者については配慮するという考えがあるが、消費者にとって表示は事業者の規模に関するものではない。その場合は、任意表示とすべきであり、食品表示は事業規模により法律の扱いを変えるべきではない。

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
食の安全・監視市民委員会	<p>論点1 (新たな制度の目的) 表示は消費者の知る権利、選択の権利を保障するものでなくてはならない。そのため、目的には最低でも、考え方1－3を基本に、一前略一「消費者の安全の確保」などが消費者の権利であるとする消費者基本法の理念が図られる。とするべきである。</p> <p>表示は消費者の知る権利、選択の権利、そして安全の権利を保障するものでなくてはならない。消費者は基本的に売買契約の買主であり、表示は買うか買わないか決定するための唯一の手段である。買主の知る権利をそのまま表示法に盛り込むことが困難であるとしても、消費者庁が所管する表示法は、事業者に消費者の権利を守らせることこそ重要である。少なくとも消費者基本法の基本理念として消費者の安全確保などが消費者の権利として尊重されることが重要であることを表示法に盛り込むべきである。</p> <p>論点2－2 (表示を分かりやすくするためにすべき取組) 容器包装に書くことを基本とし、サービスとして他の手段も考慮する。容器包装の見やすい箇所には商品名などが、複数・大きく書かれている場合がある。そのスペースを表示にあてることが可能である。</p> <p>論点5 (栄養表示の義務化) 栄養表示を義務化し、成分の割合、水の表示なども取り入れるべきである。栄養表示は国民の健康増進に必要な制度であるから、言葉を分かりやすくする必要がある。「甘さ控えめ」は糖分が少ないことを意味しないなど、誤解を生む表示を整理するべきである。</p> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則としてJAS法の考え方を取り入れるなど、罰則を緩和してはならない。特に原産地表示が直罰であるのは、詐欺的偽装表示が横行したことが原因であって、これを任意表示やガイドラインにすれば、ふたたび詐欺的偽装表示が蔓延する。 JAS法にある国民の申出・措置請求の制度を表示法全部に拡充すべきである。表示の適正を担保するのは表示を見る消費者の目である。消費者が表示を見て改善を申し出るなどの制度が必要である。 					

所属等	関連する論点／ご意見の概要
	論点1 論点2－1 論点2－2 論点3 論点4 論点5
社団法人 全国清涼飲料工業会	<p>■論点4. 加工食品の原料原産地表示の拡大について (考え方4－1) であるべき、と考える。</p> <p>原料原産地表示をする品目の要件については、長い時間をかけて表示共同会議の場でしっかり検討された考え方があり、それに従って検討していくべきである。今回の検討会でも、品目拡大を前提として議論するのはおかしい、という意見がほとんどであり、当工業会もそのように考えるし、また世界的に見ても、原料原産地表示を義務表示としている例は少ない。</p> <p>果実飲料の場合、産地を特定した製品の場合（この場合は原料原産地表示をしている）は別として、大抵の場合は、メーカーはブランドの品質を一定にするために、多くの種類の果汁を使用しており、農産物である果汁のバラツキを吸収すべく努力している。また、年間を通じ一定の果汁を確保するために、北半球と南半球の果汁を使い分けたりもしている。果汁の産地は多く、仮に原料原産地表示を義務化すると、この調整が困難になるとともに、果汁切り替えごとにそれぞれの容器包装が必要となり、現実的でないとともに、無理に実施すると、容器包装の廃棄などが増加すると考えられる。さらに、世界的には産地を特定することなく搾汁される果汁も多く存在し、日本だけがそのような果汁を使用できなくなることにより、中小の経営に打撃を与えるとともに、日本の競争力も低下すると予想される。</p> <p>■論点5. 栄養成分表示の義務化について (考え方5－3－1) にあるように、計算値での表示を認めていただきたい。また、清涼飲料業界は中小メーカーが多いことから、中小メーカーへの配慮をお願いしたい。又、任意表示であったとしても、成分の表示順番は今まで通りとすべき。変更による容器変更をしなくてはならず、負担が大きい。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
主婦連合会	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5
	<p>消費者の適正な選択の実現へ向け、現行の表示事項は最低限維持し、その表記の仕方を見直し、わかりやすい表示へと統一化する。酒類の表示、アルコール含有表示、加工品の原料原産地、栄養表示など、安全面や消費者の関心の高い表示については義務表示事項として拡大する。これら表示事項の整備とともに、表記方法の改善も実施し、遺伝子組換え表示や製造所固有記号、添加物一括表示などわかりにくい表示については、抜本的見直しを図る。「生鮮食品」と「加工食品・冷凍食品・食品原料及び飲料」では、日付表示(製造年月日)など、消費者に関心の高い表示項目が異なることから、それらを整理し、それぞれ「共通表示事項」を定める。冠表示や強調表示については現行ルールを見直し、任意表示については使用する場合のルール化を図る。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要
	<input type="checkbox"/> 論点 1 <input type="checkbox"/> 論点 2－1 <input type="checkbox"/> 論点 2－2 <input type="checkbox"/> 論点 3 <input type="checkbox"/> 論点 4 <input type="checkbox"/> 論点 5
財団法人 食品産業センター	<p>食品表示一元化検討会につきましては、6月目途に報告書の取りまとめとされていますが、以下の課題等があることから、拙速な検討とならないよう願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品表示の目的： ①食衛法、JAS 法、健康増進法の各々の目的を新法の目的に含むこと、②消費者にも食品製造事業者にも、わかり易く見やすい表示であること、③執行監視体制も一元化することを十分に勘案することが必要。 2. 食品表示の考え方： ①用語の定義の統一、②国際規格との整合性、③義務表示事項の絞り込み、任意表示の推奨、④義務表示事項は、中小事業者でも実行可能性が担保できること、⑤事業者が間違えない、作成しやすい表示であること、等が必要。 3. 食品表示の適用範囲： 検討対象の業態等における実行可能性等について、業界関係者、学識経験者等を交えて議論されることが必要。特に多数（事業所数の 99%）の中小零細な食品製造事業者の実行可能性、当局の監視コスト等社会的コストの増大等を勘案することが必要。容器包装以外の表示媒体の活用は、種々の課題等があるため、義務付けでなく、食品事業者の自主的・主体的な取組を助長する方向で検討が必要。 4. 加工食品の原料原産地表示： 国際規格との整合性、原料の調達先・配合割合等の頻繁な変更、食品の安全を誤誘導する等の課題等があることから、原料原産地表示の拡大については、義務付けでなく、食品事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切。 5. 栄養表示： 「栄養成分表示検討会」で整理された課題に加え、表示スペース、中小事業者の実行可能性、「1 食当たり」の定義の整備等の課題等があることから、義務付けでなく、事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切。

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
市民バイオテクノロジー情報室	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5
	<p>論点 2－1 については基本的に（考え方 2－1－3）を支持するが、原材料名は原則、すべて義務表示にすべきである。原材料をすべて記載することはスペースの問題で無理との意見もあるようだが、宣伝のための文字やイラスト等を小さくすれば、スペースは確保できる。そもそも限られたスペースに書き切れないほどの材料を使って食品を作ること自体に問題がある。食品添加物などは一般的でなく分かりづらいからこそ、事業者はその名称と併せて使用する必要性を消費者に明確に示す責任がある。その責任を放棄している「一括表示」は新たな表示制度では廃止すべきと考える。「分かりやすい表示」とは表示事項を減らして文字を大きくすることなどでは決してない。自分や家族の口に直接入る食品に何が使われているかはもちろんのこと、入っていてほしくないものが入っていないかを確かめることができるものも表示の重要な役割だ。表示の簡素化は今以上に表示を分かりにくくする。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
社団法人 日本果汁協会	<p>全体を通じて：複数の法令にまたがり、かつ、複雑な現行の食品表示関係法令を一元化することに基本的には賛成であるが、現在政府内で参加への検討が進められている TPP 協定における TBT(貿易の技術的障害) 分野等の内容が不確かな中での一元化法案は時期尚早ではないか。</p> <p>論点1（新たな制度の目的）：表示面積が限られていることなどから、義務表示は「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」の観点を第一義的とし、他の観点については第二義的に取扱うべきと考える。</p> <p>論点2－1（新たな制度での表示事項）：論点1の考え方を踏まえ、義務表示事項は「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」に真に関わる事項に限定し、それ以外は任意表示事項とすべきと考える。</p> <p>論点2－2（表示を分かりやすくするためにすべき取組）：任意表示の場合において、消費者に有利又は優良誤認を与えない観点からは、公正競争規約等による業界の自主的基準の設定が必要と考える。</p> <p>論点3（新たな制度での適用範囲）：印刷瓶入りの清涼飲料では、表示可能部分が王冠部分に限られることから、義務表示事項は、現行どおりにすべきと考える。</p> <p>論点4（加工食品の原料原産地）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地の義務表示を最終製品が海外で製造され場合には求めずに、国内で製造された場合にのみ求めるることは、国内の食品加工産業の空洞化を誘引するものと考える。 ・国内で製造されている果実飲料は、その原料用果汁の入手先は極めて多数の国に及んでおり、義務化となった場合には表示ミスや製造コスト上昇を招くほか、供給量の不安定な国産果汁の実需先を閉ざすことにつながるものと考える。 ・特に、近年、原料用果汁の国際価格が高値で推移しているおり、義務化された場合には「原料用果汁の原料原産地の固定化=価格弾力性の低下」につながり、引いては消費者を割高な果実飲料を購入せざるを得ない事態に陥れるものと考える。 <p>論点5（栄養表示の義務化）：論点1の考え方を踏まえ、栄養表示は「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」に真に関わる事項ではないことから、栄養成分を強調表示した場合のみに限定すべきと考える。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要
日本消費者連盟	<p>論点 1 論点 2－1 論点 2－2 論点 3 論点 4 論点 5</p> <p>「中間論点整理」の原料原産地の拡大について</p> <p>加工食品の原料原産地表示の拡大については、11年の閣議決定もされた消費者基本計画で既定の事項であり、11年8月12日の消費者委員会の提言においても「食品表示が消費者の商品選択に資するためのものである」と明記されていることを踏まえて対象を拡大すべきである。すなわちJAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから一定の制約はあったが、このたび食品表示の統一法を新たに制定する中で消費者の選択権を確保するためには、すべての加工食品の原料原産地を記載することを原則とすべきである。これは事業者がコンピューター管理となっている伝票などで把握できるのであり、今後商品一般のトレーサビリティ制度も充実させることも合わせて必要な施策となる。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要
藤本食品株式会社	論点1 論点2－1 論点2－2 論点3 論点4 論点5
	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分表示の義務化については、使用原材料が多岐にわたる、材料変更・改廃が頻繁である、材料の成分値が季節変化する、といったことから、事業者の自主取り組みとし、ガイドラインに沿った取り組みとすることが望ましい。成分値については、ラベル記載ではエネルギー、食塩換算値を必須事項とし、その他は任意表示とするのが、妥当であり見やすいと思われる。ナトリウム値では、お客様にはわかりにくい。 ・最終商品の栄養成分値の義務化のためには、業者間取引である中間品の栄養成分値の伝達の義務化、調理品の成分値の詳細なガイドライン（5訂値のような）が必要である。 ・ラベルに全て記載では、他情報も多く弁当類などはわかりにくくなってしまうことがあり、また検査費と合せ、中小企業には大きな負担となる。POP、店内ポスター、リーフレット、HP、フリーダイヤルなどの対応も活用した、柔軟な対応が望まれる。

所属等	関連する論点／ご意見の概要
	論点 1 論点 2－1 論点 2－2 論点 3 論点 4 論点 5
社団法人 日本植物油協会	<p>主として、次の事項について意見を申し上げ、逐次、消費者庁及び座長のお考え方をお聞きします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表示に対する基本姿勢 表示は科学、すなわち、立証可能性に基づく厳密性が最も重要な要件であり、立証困難な表示制度を定めることは、不当表示の横行をもたらす。不正を容易にする制度を作ってはならない。 2. 基本認識における誤謬 表示一元化を行う基本認識が、「食品表示に関し3法が錯綜し、消費者と食品事業者に困惑をもたらしている」とされているが、数千の法が錯綜している社会で、3法の存在で困惑するほど消費者も事業者も愚かではない。 3. 意義不明の一元化 食品表示3法は存続し、法の目的、考え方、諸制度は継続される。表示は、法目的を表現する手段であり、表層的に一元化できるものではない。「3法が錯綜」としながら、更に屋上屋の法を作ることは自己矛盾と考える。 議論されている事項や3法の相互に矛盾する事項は、3法間の整合を図れば直ちに氷解する。一元化先ずありきではなく、表示とは何かという原点の議論を尽くすべきである。 4. 原料原産国表示 原材料並びに原産国概念について、基本的議論の徹底、現行JAS法が犯している誤謬の是正を求める。

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
ふーどアクション21	論点1	論点2-1	論点2-2	論点3	論点4	論点5
	<p>目的に、消費者の知る権利、選ぶ権利、安全を求める権利をきちんと位置づけ、それら権利に基づいて、消費者にとって必要欠くべからざる表示とは何かを、改めて検討されることを強く求めます。また、意見が反映される権利として、異議を申したてる権利も必要です。</p> <p>また、食品表示の適用範囲については、外食や量り売りで販売される食品についても、表示することが、工夫されるべきです。加えて、食の安全性を担保するためには、特定の食品添加物の一括表示、加工助剤やキャリーオーバー故に表示義務を課さない、或いは、遺伝子組み換え食品に係る例外措置は、やめるべきです。</p> <p>更に、「風土に根ざした食を取り戻す」ことを掲げ、食の地産地消を進める取り組みを展開している「ふーどアクション21」として、すべての加工食品に関して、誤認を招かない形での、原料原産地の表示を強く求めます。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
食品表示を考える市民ネットワーク	<p>食品表示は消費者が納得して商品を選び購入するために非常に重要な情報です。何が使われ、どこで、どのように作られたかという正確な情報が提供されることで消費者は自主的な選択ができます。食品表示法は消費者が商品選択のために、正確な情報を知らされる権利、選ぶ権利、安全に暮らす権利、意見を聞いてもらう権利の保障するためにあるという消費者の権利を明記すべきです。</p> <p>【食品表示法の目的】食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため、事業者に対して消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることとし、もって消費者の権利の確保とする。</p> <p>下記、条文にあるように消費者庁は、消費者基本法第2条に定める消費者の権利を尊重すべきことが、明文をもって定められています。</p> <p>消費者庁設置法は、その3条（任務）において、下記のように定めています。</p> <p>(任務) 第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要						
	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5	
全日本菓子協会		<p>【論点 4】</p> <p>1 義務化対象品目の選定に当たっては、従来の品質という視点の要件を基本としつつ、実行可能性を十分踏まえた上で、消費者、事業者双方が納得できる客観的、合理的な基準に基づいて行うべきである。</p> <p>2 菓子のような加工度が高く、砂糖、小麦等の多くの輸入原材料を使用し、需給や価格の状況によって輸入先や原料产地が頻繁に変更される食品や表示面積が物理的に少ない食品を義務化することは、実行上困難である。</p> <p>3 国産品にのみ義務を課して輸入品に義務を課さないのは、政策としての整合性に欠けるばかりではなく、国内食品産業の輸入品との競争関係を著しく不利にすることとなり反対である。仮に輸入品に義務を課さないとすれば、多くの輸入中間加工品を原料とする菓子のような食品に表示義務を課すことは不可能である。</p> <p>4 原料产地の急な変更に伴う包材変更への対応や、包材のロスの発生によって、多大なコストを要するとともに、環境面での負荷の増大が懸念される。</p> <p>【論点 5】</p> <p>1 栄養成分表示は、従来どおり表示する場合の基準を定めた上で、任意表示とすべきである。</p> <p>2 消費者が自らの食生活を改善していくための栄養表示は、加工食品だけでなく、生鮮食品の家庭内調理を含めた食生活全体を対象にしないとその目的は達成されない。加工食品だけ義務化するという考え方は整合性に欠ける。</p> <p>3 消費者からみても栄養成分表示に対する関心はそれほど高いものではなく、自己の栄養管理を実践している消費者も多くない現状では、義務化は時期尚早である。</p> <p>4 栄養成分表示を行っていない全国に数多く存在する中小事業者にとっては、義務化は多大な負担を強いることとなり、経営の存続すら危ぶまれる。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
	論点 1	論点 2－1	論点 2－2	論点 3	論点 4	論点 5
公益財団法人 日本健康・栄養食 品協会						

所属等	関連する論点／ご意見の概要
藤田技術士事務所	論点 1 論点 2－1 論点 2－2 論点 3 論点 4 論点 5
	<p>食品表示一元化に向けた中間論点整理 「制度改革について」</p> <p>食品表示の目的は「消費者保護と公正な売買の維持」であり、各国では消費者の商品選定を容易にする改善が行われた。また、主要国の表示制度は一つの法律で包括的に纏められている。現在、世界主要国 の加工食品表示改善の趨勢は、次の2点である。</p> <p>① 特徴的原料と主要原料を、添加した水を含めて%で表示する。この制度はEUで2000年から実施済み(QUID制度)であり、世界的に広がっている。</p> <p>② 詳細又は分かりやすい栄養成分表示を行い、一定量の食品中に含まれる各栄養成分が、推奨一日摂取量中に占める%を示す。さらに近年は図示化が進められている。</p> <p>これらの制度は既に、日本を除くOECD加盟34か国、EU、東欧諸国、東南アジア、韓国、南米5か国、オーストラリア・NZで行われ、これら表示を義務づけている。</p> <p>筆者の長年に亘る海外食品表示調査、平成21年の内閣府調査(韓国担当)などの経験から、後進性の著しい日本の食品表示制度と、その改革について簡単に述べてみたい。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要					
消費生活アドバイザー	論点1	論点2－1	論点2－2	論点3	論点4	論点5
	<p>表示というと、一般消費者は容器包装に書いてあるものすべてをイメージすると思う。しかも購入の際、まず目がいくのがネーミング（商品名）で、これは品選びの最初の拠り所といえる。そのネーミング、「優良誤認」の恐れ大なる商品が極めて多いのが現状だ。</p> <p>現行法では、加工食品の品質表示基準に「～内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示は禁止」とあり、景品表示法では「うそつき表示や大げさ表示など消費者を誤認させる表示は禁止」と。が、いずれもネーミングは適用外のようなのだ。ネーミングは、表示と解釈されていないともいえる。またネーミングは、広告規制の対象からも外れていらっしゃる（「虚偽・誇大広告は禁止」のはずなのに）。そこで新たな制度に於ては、ネーミングも表示としてしっかりと位置づけると共に、【目的】の項に「内容物を誤認させるようなことがあってはならない」旨明示して、ネーミングへの規制も厳しくすべきだと思う。</p>					

所属等	関連する論点／ご意見の概要
一般消費者	<p>論点 1 論点 2－1 論点 2－2 論点 3 論点 4 論点 5</p> <p>私は一消費者として、外食の栄養表示の義務化を検討して欲しいと思っています。</p> <p>外食は量が多くて食べ過ぎてしまうことが多い。</p> <p>残して廃棄されるのも嫌だ。食べ過ぎると病気になるので第一に健康のため、第二に食品廃棄物を減らすために外食の栄養表示を推進して欲しい。</p> <p>具体的には、外食のメニューの一人前の量についてたんぱく質が何 g でご飯（主食）が何 g で食塩が何 g か表示して欲しい。この場合のたんぱく質は成分量ではなく、主にたんぱく質の供給源となる食品、つまり肉・魚・卵・豆腐などの合計量が何 g なのか知りたい。一番知りたいのはご飯（主食）の量。</p> <p>量で選ぶとメニューの選択肢が減る。「ご飯少なめでお願いします」と言っても対応してくれなかつたり、もとの量が多いと「少なめ」でもまだ多かったりする。カロリー表示はしているお店もあるが、カロリー計算の仕方が解らない。お店で適正な量のバランスの取れた食事をするために、量の表示を活用したい。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要
	<input type="checkbox"/> 論点1 <input type="checkbox"/> 論点2－1 <input type="checkbox"/> 論点2－2 <input type="checkbox"/> 論点3 <input type="checkbox"/> 論点4 <input type="checkbox"/> 論点5
社団法人 日本フードサー ビス協会	<p>論点1 食品の表示に係る課題を整理し、新たな食品表示制度の構築を目指すものであるならば、現行制度化での表示の現状を検証したうえで、景表法、計量法等、3法以外の食品に関する法律も含めて体系的に整理し、新たな法律のあり方を検討すべきである。また、新たな法律の制定は、法の執行体制と一体で議論されるべきと考える。</p> <p>論点2－1 新たな食品表示制度下での表示事項は、現行表示制度における表示の現状を検証したうえで、真に消費者が必要とする表示事項を検討すべきである。この場合、既存の3法に限定することなく、景表法等の他法令も含めて体系的に整理し、新たな制度による表示事項を見直すべきである。</p> <p>論点2－2 消費者庁が実施した消費者アンケート結果によると、表示のわかりにくさの理由として、多くの消費者が「文字が小さい」「情報が多くすぎる」ことを理由としている。わかりやすい食品表示を目指すためには、現行の表示内容を検証し、真に消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しが必要と考える。</p> <p>論点3 外食業界は、多種多様で気象の影響を受けやすい食材を日々調達し、多様なメニューと多様な食材を扱う外食産業が、原料原産地等の新たな表示を行う場合には、事業者自らの技術的な問題とともにフードチェーンを通じた対策が必要となるなど、外食事業者だけの努力では解決できない課題も多い。また、家内経営の定食屋から屋台営業まで、多数の中小零細業者が存在するなど、実行性と真正性の確保からも表示を義務付けることは困難。</p> <p>論点4 食品表示は事業者が実施するが、表示事項を拡大する場合、それに伴うコストは消費者も負担するという国民的な合意が必要と考える。また、実行可能性や真正性の確保等、実態を無視したルールは、人為的ミス等による表示違反を誘発することになり、かえって消費者の信頼を損なう結果になることに配慮すべき。</p> <p>論点5 そもそも食生活の改善と健康増進は、消費者自身が日常食生活の中で管理するものであり、零細業者に過大な負担をかけて栄養表示の義務を課すことにより解決できるものではない。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要
	論点1 論点2－1 論点2－2 論点3 論点4 論点5
食物アレルギーの子を持つ親の会	<p>2002年に容器包装加工食品に対するアレルギー物質を含む食品の表示が実施されてから、飲食による食物アレルギー発症のリスクが軽減された。また、食べても大丈夫な食品の選択に有用で、患者および周囲の関係者は表示義務化を喜んでいる。</p> <p>一方で、量り売り食品や外食については、「販売者に聞けばわかる」という理由で表示義務化は見送られた。現在も販売者に聞いても明確な原材料情報は得られないうえに、表示義務対象外食品の飲食に起因する重篤なアレルギー症状誘発事故は一向に減らない。事例を交えて発表したい。</p> <p>最近は自主的に●×による情報提供がなされているが、誤表示も見受けられる。しかし、容器包装食品は流通過程にも表示を義務付けられているため最終製品の表示に対する信頼性は高いのに比して、対象外食品はどこまで調査されての情報提供なのかはなはだ疑問に思う。これらの食品への表示義務化にあたっては、導入時に該当企業に及ぼす多大な混乱は想像に難くないが、人の生命と健康を守るための表示は重要なものであり、義務化を強く望む。</p>

所属等	関連する論点／ご意見の概要
全国和菓子協会	<p>論点 1 論点 2－1 論点 2－2 論点 3 論点 4 論点 5</p> <p>論点 4 加工食品の原料原産地</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 和菓子業界は、その商品特性から少量多品種の製造を余儀なくされている他、季節ごとに異なる商品を製造するため使用する原材料は頻繁に変化する。また、特定の産地の原材料を使用することは、産地の供給力との関係から難しいことが多く、仕入原材料は常に変化する。そのため、常に産地表示を変更しなければならないことになり、対応は極めて困難である。 2. 個包装の商品においては、表示のためのスペースは限られており、これ以上表示事項を増やすことはかえって見にくい表示となり、消費者に不利益を与える可能性が大きい。 3. 和菓子業界は総数約3万5千軒の内で、小零細企業が95%強を占める業界であるが、義務化することにより、多岐に亘る原材料の産地表示を行うことは多種類の包材確保や、事務処理の増大を招き、事業者の経営に多大な負担をかけることになるなど、死活問題であり義務化は止めもらいたい。 <p>論点 5 栄養表示の義務化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 和菓子業界は、その商品特性から少量多品種の製造を余儀なくされているほか、季節ごとに異なる商品を製造するため、使用する原材料は頻繁に変化する。また、使用する材料の大小により他の原材料との比率が変化することも多く、栄養成分表示を正しく行うことは不可能である。 2. 栄養成分表示を正しく表示することが困難であることから、現行任意表示において20%の誤差が認められていると認識しているが、そのように誤差の生じる表示を義務化することは、本来正確であることを求められる表示として不適当であり、任意表示のままにしておくことが良い。 3. 個包装が進み、表示のスペースは小さく、現行の表示項目のほかに栄養成分表示を行うことは物理的に見ても困難があることから義務化には反対である。 4. 栄養成分表示を行うことは、事務増大、分析委託、表示変更などに多額の費用負担を要し、また、その費用を価格転嫁できない社会情勢の中にあっては小零細企業の経営を脅かし、死活問題となるので表示義務化は止めていただきたい。